

特定建設作業の手引き

建設工事において1日を超えて重機等を使用する場合は、騒音規制法、振動規制法、柏市環境保全条例に基づき、特定建設作業実施届出書の提出が必要になります。

1 規制対象作業

騒音規制法、振動規制法の規制対象となるのは、規制対象地域内で作業を行う場合です。その他の地域では柏市環境保全条例での届出が必要になります。

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	市条例	備考(適用等)
くい打ち機 くい抜き機 くい打ちくい抜き機	○ アースオーガー併用を除く	○	○	打撃式、振動式のもの (もんけん、圧入式くい打ちくい抜き機を除く)
びょう打ち機	○		○	
さく岩機 ブレーカー	○	○ 手持ち式を除く	○	1日における当該作業の2地点間の距離が50メートルを越えないもの
空気圧縮機	○		○	電動機以外のもの 原動機の定格出力が15kW以上のもの
コンクリートプラント アスファルトプラント	○		○	混練機容量0.45m ³ 以上のもの 混練機容量200kg以上のもの
鋼球を使用して建築物その他を破壊する作業		○	○	
バックホウ	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力80kW以上のもの (超)低騒音型を除く 大割、小割等のアタッチメントを使用する作業は注1参照
トラクターショベル	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力70kW以上のもの (超)低騒音型を除く
ブルドーザー	○		○ (適用除外のもの)	原動機の定格出力40kW以上のもの (超)低騒音型を除く
ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械			○	能力による適用除外なし (注1：大割、小割等を使用する作業を含む)
舗装版破碎機		○	○	ハンマを落下させるもの

2 規制対象地域

(1) 騒音規制法

用途地域及び市街化調整区域の一部^注

(2) 振動規制法

用途地域(工業専用地域を除く)及び市街化調整区域の一部^注

(3) 柏市環境保全条例

柏市内全域

騒音規制法の規制地域について

第1種区域：第一・二種低層住居専用地域， 第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域：第一・二種住居地域， 準住居地域及び第一特別地域並びに市街化調整区域の一部^注

第3種区域：近隣商業地域， 商業地域， 準工業地域（ただし， 第一特別地域を除く。）及び第二特別地域

第4種区域：工業地域（ただし， 第二特別地域を除く。）及び工業専用地域（ただし， 第二特別地域を除く。）

第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち， 第一・二種低層住居専用地域， 第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する地域であり， かつ， 第一・二種低層住居専用地域， 第一・二種中高層住居専用地域及び田園住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち， 第一・二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり， かつ， 第一・二種住居地域又は準住居地域の周囲五十メートル以内の地域をいう。

振動規制法の規制地域について

第1種区域：第一・二種低層住居専用地域， 第一・二種中高層住居専用地域， 第一・二種住居地域， 準住居地域， 田園住居地域並びに市街化調整区域の一部

※

第2種区域：近隣商業地域， 商業地域， 準工業地域及び工業地域

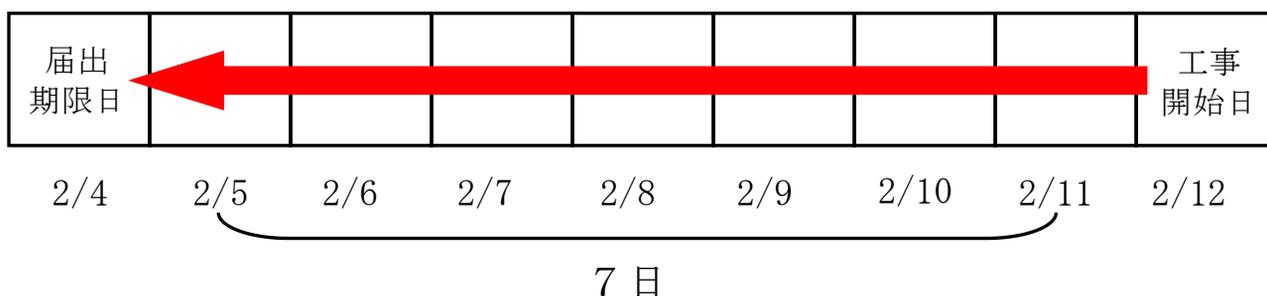
注

市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田、谷中及び町田の全部の地域並びに字遠上、上天神前、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音の全部の地域並びに字篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一ツ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字水戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前及び山越の全部の地域並びに字中久保、表谷津、中山越及び堀込の一部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷲ノ山、中郷、向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、坊山、門前、平松及び上向根の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中、鶴巻及び葉貫台の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山及び庚申前の全部の地域並びに字宮田島、小山、八町歩及び野沢の一部の地域、大字南増尾字南割の一部の地域並びに大字酒井根字大清水の全部の地域並びに字堀込、西山、長作、庚申前、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の一部の地域

3 届出について

- (1) 届出者
工事の元請業者の代表者
(現場責任者名等で届出を提出する場合は委任状が必要)
- (2) 提出期限
特定建設作業開始の7日前まで(中7日)
(提出期限を過ぎてしまった場合は、遅延理由書を添付)

例



(3) 提出書類(正副2部)

① 届出様式

騒音規制法
振動規制法
柏市環境保全条例

} 様式第9号

} 様式第15号

② 工程表

特定建設作業の工程を明示したもの

③ 工事の概要の説明書

現場の図面，周囲への説明チラシ等

④ 現場付近の見取図

工事を行う場所がわかるもの

⑤ 道路使用許可証，道路占有許可証の写し

夜間，休日工事を行う場合

4 騒音振動に関する基準

(1) 規制基準(敷地境界)

騒音 85 dB

振動 75 dB

(2) 作業禁止時間

騒音・振動規制法 ①午後 7時から翌日の午前7時まで

②午後10時から翌日の午前6時まで

柏市環境保全条例 午後 7時から翌日の午前7時まで

(3) 騒音・振動規制法 ①10時間まで

②14時間まで

柏市環境保全条例 10時間まで

①は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以内の区域

②は、第4種区域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以外の区域

(4) 作業期間 連続6日を超えないこと

(5) 作業禁止日 日曜日、祝日(国民の休日を含む)

5 適用除外

(1) 作業禁止時間

①災害非常事態緊急作業

②生命身体危険防止作業

③鉄軌道正常運転確保作業

④道路交通法に基づく占用許可条件による夜間指定

⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定

(2) 1日当たりの作業時間

- ①災害非常事態緊急作業
- ②生命身体危険防止作業

(3) 作業時間

- ①災害非常事態緊急作業
- ②生命身体危険防止作業

(4) 作業禁止日

- ①災害非常事態緊急作業
- ②生命身体危険防止作業
- ③鉄軌道正常運転確保作業
- ④道路交通法に基づく占用許可条件による夜間指定
- ⑤道路交通法に基づく使用許可条件による夜間指定

6 提出・問い合わせ先

柏市柏五丁目10番1号

柏市役所本庁舎4階39番窓口

環境部環境政策課大気保全担当

T e l 04-7167-1695 (直通)

F a x 04-7163-3728